

福岡大学公的研究費不正防止計画

本学では研究費の適正な運営・管理を行うため、「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第9条に基づき、次のとおり、不正防止計画を策定しています。

なお、不正防止計画は「研究機関における公的研究機関の管理・監査のガイドライン」に沿って見直しを行っています。

令和7年3月25日制定

| 項目 | 不正を発生させる要因 | 起こりうる不正の内容 | 対応する不正防止計画 |
|---------------|--|---------------------------------------|---|
| | | | 実施状況 |
| ① 運営・管理に関わる責任 | 責任体制があいまいで、組織としてのガバナンスが機能しない。 | 管理・監督がなされず、公的研究費の適正な執行を行う意識不足による不正発生。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第4条に基づき、最高管理責任者から、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に対して管理監督を指導し、コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者に各部局の運営・管理状況を報告する。 ・「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を制定し、責任体系を明確にしている。 ・研究倫理・コンプライアンス教育推進会議において、周知徹底を図っている。 |
| ② 関係者の意識向上と浸透 | 法人として扱う全ての研究費について公的資金であるという意識が希薄である。 | 公的研究費の適正な執行を行う意識不足による不正発生。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「研究遂行のためのガイドブック」及び「研究費執行マニュアル」の改訂版を各研究者に配付する。 ・研究活動における不正行為や研究費の不正使用について公表された具体例を示し、関与した場合の処分等について周知する。 ・学内の構成員に研究遂行のためのガイドブックを配付し、行動規範の周知及び誓約書を徴取している。また、毎年度コンプライアンス教育、啓発活動を実施している。 ・研究倫理・コンプライアンス教育の受講を初回用、継続用で実施している。 |
| ③ ルールの明確化・統一化 | 公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール等をあいまいに理解したまま業務を進めている。 | 公的研究費の適正な執行を行う意識不足による不正発生。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費執行処理における手続きや注意点について「研究費執行マニュアル」に反映させるとともに、採択者に執行説明動画の視聴を義務付ける。 ・前年度の公的研究費内部監査における主な指摘事項を整理の上、研究者に公的研究費の適正な執行にかかわる情報を提供する。 ・「研究費執行マニュアル」を研究者に配付している。また、執行に関する説明動画の視聴を促し、ルール等について周知している。 ・前年度の公的研究費内部監査により指摘された適正な執行に関わる主要なポイントをまとめ、FUポータル等で公開し、各研究者に送付する。 |

| 項目 | 不正を発生させる要因 | 起こりうる不正の内容 | 対応する不正防止計画 |
|-----------------------------|---|-----------------------------------|--|
| | | | 実施状況 |
| ④職務権限の明確化 | 職務権限があいまいなため、十分なチェックが機能しない。 | 抑止効果が希薄になることによる不正発生。 | <ul style="list-style-type: none"> 研究倫理・コンプライアンス教育推進会議において、最高管理責任者から、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の責務を周知する。 責任体系、関連規程等について、ホームページ、研究遂行のためのガイドブックに掲載している。 研究倫理教育・コンプライアンス教育において職務権限を有している者の責務を示している。 研究倫理・コンプライアンス教育推進会議を開催し、責務を果たすための具体的な方策を定め、実施する。 |
| ⑤告発等の取扱いに関する規程の整備 運用の透明化 | 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用が曖昧である。 | 不正を知った者が不利益な取扱いを受けることをおそれ通報しない。 | <ul style="list-style-type: none"> 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに沿って見直しを行った規程について周知し、公的研究費不正使用への対応について情宣を図る。 規程及び体制を整備し、内部監査室が通報窓口として設置されていることを情宣する。 |
| ⑥研究費の適正な運営・管理活動 | 公的研究費の適正な執行について、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムとなっていない。 | 研究者まかせとなり、事務部門の牽制が機能しないことによる不正発生。 | <ul style="list-style-type: none"> 研究計画に沿った期限内の研究費執行について、マニュアルやFUポータルで周知を行う。 公的研究費の執行について、事務部門が検収業務を行う体制により、牽制機能の強化を図る。 研究費管理システムから執行状況が確認可能であることを周知している。 「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を見直し、原則事務部門が検収業務を行う体制を整備している。 |
| ⑦情報発信・共有の推進 | ルール等に係る相談窓口の連絡先が分からない。 | ルールの理解不足による不正の発生 | <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口や担当部署の連絡先について、ホームページ等の掲載を明確にし、FUポータル等で情宣を図る。 学内説明会、ホームページ、研究費執行マニュアルで周知している。 研究費執行等に係る相談窓口として研究推進課は様々な問合せ等に対処している。 |
| ⑧モニタリングの在り方 | 監査体制及び不正防止計画が厳格なものとなっていない。 | 研究費の細部に至る不正を確認できないおそれがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 不正防止体制、監査体制、不正防止計画及び実施状況の適正性・有効性などに関して、監事の評価を受け不正防止計画に反映させる。 コンプライアンス推進責任者に対して、各部署の実態把握と調査、注意喚起を依頼する。 公的研究費内部監査の結果を統括管理責任者へ報告している。また、研究推進部委員会で報告し、各学部教授会へ周知を依頼している。 コンプライアンス推進責任者に各部署の実態を把握していただき、その調査、指導を行う。 |